

認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目

(平成19年 3月 6日現在)

(1) 事業主体の概要

介護保険事業所番号	4	6	7	0	1	0	5	2	1	4
※グループホーム名	グループホーム あけぼの									
※事業主体名（法人名）	社会福祉法人 鶴陽会					※代表者名	大勝 洋祐			

(2) ※事業の目的及び運営の方針

- ① 事業の目的
本事業は、認知症によって自立が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活上の介助及び心身の機能訓練を行う事により、安心と個人の尊厳のある生活に努め、利用者の残存機能を最大限に向上させることにより、可能な限り自立した日常生活が営む事が出来るよう支援することを目的とします。
- ② 運営方針
1) 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。
2) 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個人の介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ③ 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明します
- ④ 適切な介護技術をもってサービスを提供します

(3) 組織の概要

※所在地	(〒891-0104) 鹿児島市山田町2019番地			
※連絡先	電 話	099-275-9330	F A X	099-275-2223
交通の便 (最寄り交通機関等)	鹿児島交通バス 桜ヶ丘入口バス停より徒歩8分			
開設年月日	平成18年 3月20日	※ユニット数 と利用定員	(2) ユニット 利用定員 (18) 人	
※グループホーム の併設施設 (併設施設からのサー ビスがあればご記入下 さい。)	特別養護老人ホーム あけぼの ヘルパーステーション あけぼの ケアハウス 夾竹灯 鹿児島乳児院			

(4) 建物の概要

※都市計画法上の 用途地域	市街化調整区域			
※建物形態	☐ 単独型 ☒ 併設型			
※建物構造	(鉄骨〈S〉) 造り (2 階建ての 1・2 階部分)			
※広 さ	敷地面積 (1,096.21) m ² 延床面積 (599.87) m ² 1室あたりの居室面積 (9.9) m ²			
※二人部屋の有無	☐ 有 ☒ 無			

(5) 利用料等 (入居者の負担額)

※家賃 (月額)	(38, 125) 円	
※保証金の有無 (入居時一時金)	□有 () 円 ☒ 無	
	有の場合償却の有無	□有 (期間:) 円 □無
※食 費	朝 食 (200) 円 昼 食 (300) 円 夕 食 (400) 円 おやつ (100) 円 又は1日 () 円	
※その他の費用と徴収方法		
名 目	徴 収 方 法	金 額 (円)
①理美容代	訪問理容希望者は立替後面会時徴収	1500円
②おむつ代	利用料と合算して請求 銀行振込・振替	リハビリパンツ (200円) 尿とりパット (25円)
③その他	光熱水費	利用料と合算して請求 銀行振込・振替
		800円/日額

(6) 入居者の概要

現在の入居者の状態	入居人数 (18名) [男性 (3名) 女性 (15名)]
	要介護1 (7名) 要介護2 (6名) 要介護3 (2名) 要介護4 (2名) 要介護5 (1名)
	年齢 (平均 84歳) [最低 (72歳) 最高 (93歳)]
※入居に当たっての条件	介護認定の結果「要介護」の判定を受けられた方で「認知症」のある方。小人数による共同生活のできる方
退居に当たっての条件	暴力行為や自傷・他害の恐れがあり共同生活が困難になった時

(7) 職員の概要（複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。）

ユ ニ ツ ト 名 （ F ）	総数	(9) 名 (内訳)・常勤 (専任 6 名) (兼務 1 名) 常勤換算 (8.2 名) ・非常勤 (2 名) ・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数 職員の1週間の勤務延時間数(注)(27)時間÷40時間=常勤換算数(0.6名) (注)勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。
	夜間の体制	☒ 専任 ☐ 兼務(兼務の施設) ☒ 夜勤 (1 名) ☐ 宿直 (名)
	※管理者 氏名 (玉利地 順子)	☒ 専任 ☐ 兼務(兼務の施設名) 資格(☒ 看護師等, ☐ 介護福祉士, ☐ 介護支援専門員 ☐ その他) 痴呆性高齢者のケアの経験年数 (4 年 4 か月) 痴呆介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修(基礎課程) ☐ 受講済 ☐ 未受講 [17年度以降]・グループホーム管理者研修 ☒ 受講済 ☐ 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 (認知症の理解と援助(杉山 孝博)) (認知症介護研修会(三好 春樹))
	計画作成担当者 氏名 (同上 順子)	資格(☐ 看護師等, ☒ 介護福祉士, ☐ 介護支援専門員 ☐ その他) 認知症介護の経験年数 (年 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修(基礎課程) ☐ 受講済 ☐ 未受講 [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 ☒ 受講済 ☐ 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 (新しい認知症ケア(遠藤 英俊)) (認知症介護研修会(三好 春樹))
	その他介護職員 (7) 名	資格 介護福祉士 (1) 名 看護師等 (名) 介護支援専門員 (名) その他 (1 級ヘルパー) (1 名) (2 級ヘルパー) (5 名) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修(基礎課程) 受講済者 (名) [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 受講済者 (名) ・上記の研修の他に受講した研修名 (認知症の理解と援助(杉山 孝博)) 受講済者 (2 名) (認知症について(岩元 典子)) 受講済者 (6 名)
	(再掲) ホーム長(注) 氏名 () 職員の中から、いわゆる「ホーム長」が定められている場合に記入すること	資格(☐ 看護師等, ☐ 介護福祉士, ☐ 介護支援専門員 ☐ その他) 認知症高齢者のケアの経験年数 (年 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実務者研修(基礎課程) ☐ 受講済 ☐ 未受講 [17年度以降]・認知症介護 実践者研修 ☐ 受講済 ☐ 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 () ()

(注)「ホーム長」とは、グループホームの中で介護従業者に対する指揮命令権を管理者に次いで有する者を定めている場合に、その者を指すこととする。定めていない場合には記入は省略できる。資格の欄は、複数ある場合はすべて記入すること。

(7) 職員の概要（複数のユニットがある場合には、各ユニット毎に作成すること。）

ユ ニ ツ ト 名 （ 二 F ）	総数	(8) 名 (内訳)・常勤 (専任 5 名) (兼務 1 名) } 常勤換算 (7, 5 名) ・非常勤 (2 名) ・職員の勤務時間を1週間当たり40時間とした場合の常勤換算数 職員の1週間の勤務延時間数(注)(30)時間÷40時間=常勤換算数(0.75名) (注)勤務延時間数には、宿直時間数は含まない。
	夜間の体制	☒ 専任 ☐ 兼務(兼務の施設) ☒ 夜勤 (1 名) ☐ 宿直 (名)
	※管理者 氏名 ()	☐ 専任 ☐ 兼務(兼務の施設名) 資格 () 認知症介護の経験年数 (年 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実践研修(実践者研修) ☐ 受講済 ☐ 未受講 (実践リーダー研修) ☐ 受講済 ☐ 未受講 ・認知症対応型サービス管理者研修もしくは 認知症高齢者グループホーム管理者研修 ☐ 受講済 ☐ 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 () ()
	計画作成担当者 氏名 (竹野 美津代)	介護支援専門員資格 ☒ 有 ☐ 無 他の資格 (介護福祉士) 認知症介護の経験年数 (年 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実践研修(実践者研修) ☒ 受講済 ☐ 未受講 (実践リーダー研修) ☐ 受講済 ☒ 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 (認知症ケア公開講座(太田 正博)) (認知症介護研修会(三好 春樹)) ※別紙1-1(再掲)へ記入有
	その他の職員 (7) 名	資格 介護福祉士 (2) 名 看護師等 (名) その他 (2級ヘルパー) (5 名) 認知症高齢者のケアの経験年数 (年 か月) 認知症介護に関する研修の受講歴 ・認知症介護実践研修(実践者研修) ☐ 受講済 ☒ 未受講 (実践リーダー研修) ☐ 受講済 ☒ 未受講 ・認知症介護指導者研修 ☐ 受講済 ☒ 未受講 ・上記の研修の他に受講した研修名 (認知症介護研修会(三好 春樹)) 受講済者 (2 名) (認知症の予防と介護(短期専門)) 受講済者 (1 名) ※別紙1-1(再掲)へ記入有

(8) その他

※提携医療機関名	大勝病院
市町村との連携状況 (事業を受託している場合の事業名 等具体的に記入してください。)	
入居者家族会等の有無	☒ 有 ☐ 無
家族の面会時間の設定の有無	☐ 有 (時～ 時) ☐ 無
介護相談員(注)等の受入状況	☐ 有 (具体的に記入してください。)
	☒ 無

(注)「介護相談員」とは、「介護相談員派遣等事業実施要綱」(平成12年5月1日老発第473号厚生省老人保健福祉局長通知別添1)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者のこと。

(留意事項)

「※」の項目は、介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項であることから、変更があった場合は10日以内に届け出る必要があります。

また、届出事項以外の項目以外も含め、少なくとも1年のうち一定の時期(各年5月1日現在)に情報を更新し、都道府県知事及び市町村長に届け出るものとする。